

平成20年7月1日から最低賃金法の一部が改正されました。

1 地域別最低賃金の決定

改正法では、「地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならない」として、地域別最低賃金の決定を都道府県労働局長に義務付けることとしました。

2 罰則の強化

地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金額の上限が2万円から50万円に上げられます。

3 産業別最低賃金の取扱い

産業別最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものとし、関係労使の申出を受けた都道府県労働局が最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるものであることとなりました。

4 複数の最低賃金が適用される場合の取扱い

1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合には、最低賃金額の高いものが適用されます。

また、産業別最低賃金の適用を受ける労働者に対して地域別最低賃金において定める最低賃金額未満の額を支払った場合には、最大50万円の罰金が科されることとなります。

5 最低賃金の減額の特例の新設

最低賃金の適用除外規定が廃止され、減額特例となります。

減額特例は、これまで適用除外の対象者となっていた以下のような労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用するというものです。

対象労働者

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち省令で定める者
- ④ 軽易な業務に従事する者
- ⑤ 断続的労働に従事する者

6 派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）最低賃金が適用されます。

7 最低賃金の表示の一本化

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位は、時間額のみ表示となります。

詳細、問い合わせ先：北海道労働局又は苫小牧労働基準監督署

苫小牧労働基準監督署 第1課 監督係

〒053-8540 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎

TEL 0144-33-7396

Fax 0144-33-0695